

# 奈良市公報

## 号 外 第 17 号

平成18年 7月31日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

### 目 次

#### 規 則

- 奈良市消防団員等公務災害補償審査会規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市消防賞じゅつ金等審査会規則の一部を改正する規則…………… 2
- 奈良市契約規則の一部を改正する規則…………… 2
- 告 示
- 放置自転車等の保管…………… 2
- 既存宅地における建築物の建築に関する要綱を廃止する告示…………… 2
- 奈良市既存木造住宅耐震診断員派遣事業要綱…………… 3
- 奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者の指定…………… 5
- 奈良市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了…………… 5
- 放置自転車等の保管…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了…………… 5
- 奈良市万年青年クラブ等活動費補助金交付要綱の一部を改正する告示…………… 6
- 放置自動車の処分等…………… 6
- 放置自転車等の保管…………… 6
- 道路の区域変更…………… 6
- 道路の供用開始…………… 6
- 奈良市地域密着型サービス運営委員会設置要綱の一部を改正する告示…………… 6
- 町の区域及び名称の変更案の公示（2件）…………… 7
- 奈良市中心市街地活性化基本計画策定委員会設置要綱…………… 7
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 8
- 放置自転車等の保管…………… 9
- 国土調査の実施…………… 9
- 結核指定医療機関の指定辞退…………… 9
- 結核指定医療機関の指定…………… 9
- 開発行為に関する工事の完了…………… 9
- 放置自転車等の保管…………… 9
- 町の区域変更…………… 9
- 街区の区域変更…………… 10
- 放置自転車等の保管（3件）…………… 10
- 道路の位置指定…………… 11
- 老人ホームへの入所措置等実施要綱の一部を改正する告示…………… 11

- 奈良市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部を改正する告示…………… 11
- 平成18年度国民健康保険料の保険料率の決定…………… 12
- 平成18年度国民健康保険料の減額の額の決定…………… 12
- 奈良市精神障害者居宅介護等事業実施要綱等を廃止する告示…………… 12
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 12
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 12
- 放置自転車等の保管…………… 13
- 平成18年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算等の要領…………… 13

#### 監 査

- 監査結果に基づく措置の状況…………… 13
- 包括外部監査人の監査事務を補助する者の氏名等…………… 16

#### 公 営 企 業

- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定…………… 17
- 奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示…………… 17

#### 選挙管理委員会

- 選挙人名簿からの抹消…………… 18
- 在外選挙人名簿からの抹消…………… 18
- 選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧…………… 18
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧…………… 18

### 規 則

奈良市消防団員等公務災害補償審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 5月24日

奈良市長 藤 原 昭

#### 奈良市規則第53号

奈良市消防団員等公務災害補償審査会規則の一部を改正する規則

奈良市消防団員等公務災害補償審査会規則（昭和30年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「下記」を「次」に改め、同項第3号中「環境防災委員長」を「企画環境委員長」に改める。

第9条に次のただし書を加える。

ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則施行の際現に奈良市消防団員等公務災害補償審査会の委員に任命又は委嘱されている者は、この規則による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償審査会規則の規定に基づき任命又は委嘱されたものとみなす。  
(平成18年5月24日揭示済)

奈良市消防賞じゅつ金等審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成18年5月24日  
奈良市長 藤原 昭

**奈良市規則第54号**

奈良市消防賞じゅつ金等審査会規則の一部を改正する規則

奈良市消防賞じゅつ金等審査会規則(昭和42年奈良市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「環境防災委員長」を「企画環境委員長」に改める。

第5条第1項中「委員の委嘱及び任命後最初に開かれる」を「委員長が互選される前に招集する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に奈良市消防賞じゅつ金等審査会の委員に任命又は委嘱されている者は、この規則による改正後の奈良市消防賞じゅつ金等審査会規則の規定に基づき、奈良市消防賞じゅつ金等審査会の委員に任命又は委嘱されたものとみなす。  
(平成18年5月24日揭示済)

奈良市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成18年5月24日  
奈良市長 藤原 昭

**奈良市規則第55号**

奈良市契約規則の一部を改正する規則

奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第27条並びに別記2の第34条第6項、第45条第2項及び第3項並びに第50条第3項中「8.25パーセント」を「3.4パーセント」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市契約規則の規定は、同日以後に締結される契約について適用する。  
(平成18年5月24日揭示済)

**告 示**

**奈良市告示第325号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年5月16日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成18年5月16日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項  
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。  
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。  
ア 移動費 2,000円  
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先  
奈良市市民生活部市民安全室地域安全課  
電話0742-34-1111代表  
(平成18年5月16日揭示済)

**奈良市告示第326号**

既存宅地における建築物の建築に関する要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成18年5月17日

奈良市長 藤原 昭

既存宅地における建築物の建築に関する要綱を廃止する告示

既存宅地における建築物の建築に関する要綱(昭和60年奈良市告示第52号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年5月18日から施行する。  
(奈良市開発指導要綱の一部改正)
- 2 奈良市開発指導要綱(昭和62年奈良市告示第229号)の一部を次のように改正する。

第9条中「、既存宅地における建築物の建築に関する要綱」を削る。

(平成18年 5月17日揭示済)

**奈良市告示第327号**

奈良市既存木造住宅耐震診断員派遣事業要綱を次のように定める。

平成18年 5月17日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市既存木造住宅耐震診断員派遣事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、既存木造住宅の耐震診断を行う耐震診断員を派遣する事業（以下「派遣事業」という。）を実施することにより、当該既存木造住宅の耐震改修の意識及び地震に対する安全性の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 派遣対象住宅 市内に存する昭和56年 5月31日以前に建築され、専用住宅又は併用住宅として使用されている在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法の住宅及び木造と他の構造の立面的な混構造住宅の木造部分で3階建て以下のものをいう。ただし、丸太組構法の住宅、旧建築基準法第38条認定の住宅及び型式適合認定によるプレハブ工法の住宅を除く。
- (2) 耐震診断 目視による建物の外観及び内観の調査、壁量の計算等により、地震に対しての建物の安全性を評価することをいい、その方法については、財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」と同等以上の効力を有するものとする。
- (3) 耐震診断員 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づき奈良県知事の登録を受けている市内の建築士事務所に所属し、かつ、都道府県、財団法人日本住宅・木材技術センター等が実施する木造住宅耐震診断講習会を修了した者で、当該都道府県等の登録修了者名簿に登録されたものをいう。

(事業の実施)

第3条 派遣事業は、利用者の決定を除き、建築士法第27条の2の規定による指定を受けた法人の会員（以下「受託法人」という。）に委託して実施するものとする。

(派遣対象者等)

第4条 派遣事業を利用することができる者は、派遣対象住宅の所有者（共有の住宅にあつては、共有者全員の合意による代表者）とする。

2 派遣事業の利用は、派遣対象住宅1棟につき、1回限りとする。

3 派遣事業の利用は、1人につき、1年度当たり1回限りとする。

(派遣の申請)

第5条 派遣事業を利用しようとする者は、奈良市既存木造住宅耐震診断員派遣申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 派遣対象住宅の付近見取図及び平面図
- (2) 派遣対象住宅の建築時の建築確認通知書、検査済証、登記事項証明書等その建築時期が確認できる書類の写し
- (3) 派遣対象住宅の所有者が確認できる書類及び所有者以外の者が当該住宅を使用している場合は、耐震診断を受けることについての使用者の同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(派遣の決定)

第6条 市長は、前条の申請を審査し、耐震診断員を派遣することを決定したときは、奈良市既存木造住宅耐震診断員派遣決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(報告)

第7条 受託法人は、耐震診断を行った派遣対象住宅の耐震診断結果報告書を市長に提出しなければならない。

(守秘義務)

第8条 受託法人及び耐震診断員は、派遣事業に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、派遣事業の実施について必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成18年 6月 1日から施行する。

別記  
第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第6条関係）

奈良市既存木造住宅耐震診断員派遣決定通知書

奈良市既存木造住宅耐震診断員派遣申請書

第 年 月 日  
号 日

（あて先）奈良市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

様

奈良市長

年 月 日付けで申請のあった耐震診断員の派遣については、次のとおり決定しましたので通知します。

申請 対象 住宅 の 概 要	所在地		
	建築年次		
	利用形態	<input type="checkbox"/> 専用住宅	<input type="checkbox"/> 併用住宅（ ）
備 考			

派遣 対象 住宅 の 概 要	所在地		
	利用形態	<input type="checkbox"/> 専用住宅	<input type="checkbox"/> 併用住宅（ ）

添付書類

- 1 派遣対象住宅の付近見取図及び平面図
- 2 派遣対象住宅の建築時の建築確認通知書、検査済証、登記事項証明書等その建築時期が確認できる書類の写し
- 3 派遣対象住宅の所有者が確認できる書類及び所有者以外の者が当該住宅を使用している場合は、耐震診断を受けることについての使用者の同意書
- 4 その他市長が必要と認める書類

備 考			
-----	--	--	--

(平成18年 5月17日揭示済)

**奈良市告示第328号**

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成17年奈良市規則第51号）第4条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。

平成18年 5月17日

奈良市長 藤 原 昭

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社サ カキ建設工 業所	代表取締役 榎 俊則	奈良県奈良 市宝来5丁 目6番1号	平成18年 5 月16日

(平成18年 5月17日揭示済)

**奈良市告示第329号**

奈良市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年 5月17日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市特定不妊治療費助成金交付要綱（平成16年奈良市告示第289号）の一部を次のように改正する。

第5条中「2年度間」を「5年度間」に改める。

附 則

この告示は、平成18年 5月17日から施行する。

(平成18年 5月17日揭示済)

**奈良市告示第330号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年 5月17日

奈良市長 藤 原 昭

- 許可の年月日及び番号  
平成18年 4月 4日 奈良市指令都整開第05A-63号
- 検査済証の交付年月日及び番号
  - 開発行為 平成18年 5月17日 第993号
  - 公共施設 平成18年 5月17日 第434号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市中山町133番地の1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市四条大路一丁目 3-27  
株式会社ファーストホーム  
代表取締役 梅原 寛克
- 公共施設の種類、位置及び区域
  - 道路  
奈良市中山町133番地の1の一部

(2) 下水道

奈良市中山町133番地の1の一部

(平成18年 5月17日揭示済)

**奈良市告示第331号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年 5月17日

奈良市長 藤 原 昭

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成18年 5月17日
- 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成18年 5月17日揭示済)

**奈良市告示第332号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年 5月18日

奈良市長 藤 原 昭

- 許可の年月日及び番号  
平成18年 3月15日 奈良市指令都整開第05A-58号
- 検査済証の交付年月日及び番号
  - 開発行為 平成18年 5月18日 第994号
  - 公共施設 平成18年 5月18日 第435号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市大安寺町544番地の1、546番地の1及び546番地の2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市四条大路一丁目 3番27号  
株式会社ファーストホーム  
代表取締役 梅原 寛克
- 公共施設の種類、位置及び区域
  - 道路  
奈良市大安寺町544番地の1、546番地の1及び546番地の2の各一部
  - 下水道  
奈良市大安寺町544番地の1、546番地の1及び546番地の2の各一部
  - 管路敷  
奈良市大安寺町546番地の1及び546番地の2の各一部
  - 公園

奈良市大安寺町546番地の1の一部  
(平成18年 5月18日揭示済)

奈良市告示第333号

奈良市万年青年クラブ等活動費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年 5月18日

奈良市長 藤原 昭

奈良市万年青年クラブ等活動費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市万年青年クラブ等活動費補助金交付要綱(昭和63年奈良市告示第78号)の一部を次のように改正する。

別表中「57,600円」を「54,600円」に、「28,800円」を「27,300円」に改める。

附 則

この告示は、平成18年 5月18日から施行し、この告示による改正後の奈良市万年青年クラブ等活動費補助金交付要綱の規定は、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。

(平成18年 5月18日揭示済)

奈良市告示第334号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成 8年奈良市条例第14号)第14条第 4 項の規定により廃物として認定した放置自動車を同条例第16条第 1 項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。

平成18年 5月18日

奈良市長 藤原 昭

1 放置場所

1号物件	奈良市三条本町地内(市道中部第1348号線上)
2号物件	奈良市三条本町地内(市道中部第1348号線上)
3号物件	奈良市三条本町地内(市道中部第1348号線上)

2 自動車の種類等

区分	メーカー	車名	形式	色	登録番号	車台番号
1号物件	ホンダ	トゥデイ	軽自動車	青	奈良40る21-60	JW1-1291912
2号物件	トヨタ	チェイサー	普通自動車	白	奈良59ろ31-18	GX81-6447797
3号物件	ポンティアック	不明	普通自動車	茶	奈良33ち72-71	VB2-3420-Y

3 処分年月日

平成18年 6月 1日

4 処分等の内容

廃棄処分

5 連絡先

奈良市建設部土木管理課 電話 0742-34-1111

(平成18年 5月18日揭示済)

奈良市告示第335号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

たので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成18年 5月18日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成18年 5月18日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年 5月18日揭示済)

奈良市告示第336号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成18年 5月19日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成18年 5月19日揭示済)

奈良市告示第337号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 2 項の規定に基づき、平成18年 5月19日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成18年 5月19日

奈良市長 藤原 昭

整理番号	路線名	区 間		延長(m) 幅員(m)
1	山陵平城線	山陵町2126番1地先から	山陵町1127番2地先まで	L=20.32 W=4.60~7.30
2	中部第756号線	平松一丁目42番地先から	平松一丁目60番地先まで	L=107.23 W=1.00~2.70
3	中部第757号線	平松一丁目77番1地先から	平松一丁目31番2地先まで	L=84.32 W=3.38~5.21

(平成18年 5月19日揭示済)

奈良市告示第338号

奈良市地域密着型サービス運営委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年 5月19日

奈良市長 藤原 昭

奈良市地域密着型サービス運営委員会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市地域密着型サービス運営委員会設置要綱(平成18年奈良市告示第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「保健福祉部介護保険課」を「介護福祉課」に改める。

附 則

この告示は、平成18年 5月19日から施行する。  
(平成18年 5月19日揭示済)

奈良市告示第339号

住居表示の実施のため、本市内の区域のうち別図1に示す町の区域及び名称を別図2に示すとおり変更したいので、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項の規定により変更案を公示します。

なお、この案について異議があるときは、住居表示に関する法律第5条の2第2項の規定により、公示の日から30日を経過する日までにこの案に対する変更の請求をすることができます。

平成18年 5月19日

奈良市長 藤 原 昭

変更案

	変 更 前	変 更 後
区 域	別図1のとおり	別図2のとおり
名 称	押熊町、二名町、中登美ヶ丘三丁目及び北登美ヶ丘一丁目の各一部	中登美ヶ丘六丁目
	押熊町及び中登美ヶ丘三丁目の各一部	北登美ヶ丘一丁目の一部

別図1及び別図2省略

(平成18年 5月19日揭示済)

奈良市告示第340号

住居表示の実施のため、本市内の区域のうち別図1に示す町の区域及び名称を別図2に示すとおり変更したいので、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項の規定により変更案を公示します。

なお、この案について異議があるときは、住居表示に関する法律第5条の2第2項の規定により、公示の日から30日を経過する日までにこの案に対する変更の請求をすることができます。

平成18年 5月19日

奈良市長 藤 原 昭

変更案

	変 更 前	変 更 後
区 域	別図1のとおり	別図2のとおり
名 称	三碓町及び帝塚山中町の各一部	帝塚山西一丁目
	三碓町及び帝塚山三丁目の各一部	帝塚山西二丁目
	三碓町の一部	帝塚山中町の一部
	三碓町の一部	帝塚山南二丁目の一部
	三碓町の一部	帝塚山南三丁目の一部

別図1及び別図2省略

(平成18年 5月19日揭示済)

奈良市告示第341号

奈良市中心市街地活性化基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成18年 5月19日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市中心市街地活性化基本計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号）第6条の規定に基づく奈良市中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、奈良市中心市街地活性化基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、基本計画の策定に関する事項について必要な調査検討を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次のいずれかに該当する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 商工観光関係者
- (3) 市民から公募した者
- (4) 市及び関係行政機関の職員

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第 6 条 委員会に提出する事案を調整するため、委員会に作業部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 部会員は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によってこれらを定める。

4 委員長は、必要に応じて、委員会の会議に部会員の出席を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、商工労政課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その

他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年5月19日から施行する。  
(この告示の失効)
- 2 この告示は、基本計画が策定された日限り、その効力を失う。

(平成18年5月19日掲示済)

奈良市告示第342号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成18年5月19日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
開 設 者			
名 称	主たる事務所の所在地		
いわしや森川医療器株式会社	奈良市四条大路2-2-27	居宅 特定福祉用具販売 介護予防 特定介護予防福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与	平成18年4月1日 平成18年4月1日 平成18年4月1日
いわしや森川医療器株式会社	奈良市四条大路2-2-27		
有限会社総合在宅介護センターきらり	奈良市富雄北三丁目1-7 グレイスII106	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成18年4月3日 平成18年4月3日
有限会社総合在宅介護センターきらり	奈良市富雄北3-1-7 グレイスII106		
ひまわりの会福祉用具センター	奈良市登美ヶ丘二丁目2-15	居宅 特定福祉用具販売 介護予防 特定介護予防福祉用具販売	平成18年4月1日 平成18年4月1日
(株)ひまわりの会	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目2-15		
ミック登美ヶ丘介護相談センター	奈良市押熊町2261	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成18年5月15日
(株)ミック	大阪市中央区谷町4-8-30-1311号		
ミック登美ヶ丘サービスセンターあい	奈良市押熊町2261	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成18年5月15日
(株)ミック	大阪市中央区谷町4-8-30-1311号		
ミック登美ヶ丘サービスセンターゆめ	奈良市押熊町2261	居宅 通所介護	平成18年5月15日
(株)ミック	大阪市中央区谷町4-8-30-1311号		
デイサービスまる家	奈良市南京終町七丁目522-2	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成18年4月15日 平成18年4月15日
(有)いまじんけあ	奈良県奈良市南京終町七丁目522-2		
訪問介護ステーションほのぼの	奈良市東九条町206-25	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成18年4月15日 平成18年4月15日
(有)ほのぼの	奈良県奈良市東九条町206-25		
(社)奈良市社会福祉協議会月ヶ瀬事業所	奈良市月ヶ瀬尾山1124	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成18年4月1日 平成18年4月1日
(社)奈良市社会福祉協議会	奈良市三條大路一丁目9-10		
サンライフ明日香ヘルパーステーション	奈良市紀寺町556-1	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成18年5月1日 平成18年5月1日
(社)サンライフ	奈良県奈良市紀寺町556-1		
ハーモニー・レンタルサービス学園前	奈良市学園大和町一丁目1367-6	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売 介護予防 特定介護予防福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与	平成18年4月1日 平成18年4月1日 平成18年4月1日 平成18年4月1日
(株)日本ユニケア	奈良市登美ヶ丘六丁目2-1		
ハーモニー・ケアプランセンター学園前	奈良市学園大和町一丁目1367-6	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成18年4月1日
(株)日本ユニケア	奈良市登美ヶ丘六丁目2-1		
ハーモニー・ヘルパーステーション学園前	奈良市学園大和町一丁目1367-6	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成18年4月1日 平成18年4月1日
(株)日本ユニケア	奈良市登美ヶ丘六丁目2-1		



(平成18年 5月19日揭示済)

**奈良市告示第343号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年 5月19日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成18年 5月19日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成18年 5月19日揭示済)

**奈良市告示第344号**

国土調査を行うので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり公示します。

平成18年 5月19日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 事業計画が公示された年月日  
平成18年 5月12日（平成18年奈良県告示第93号）
- 2 調査を実施する者の名称  
奈良市
- 3 調査地域  
奈良市荻町及び小倉町の各一部の地域
- 4 調査期間  
平成18年 5月19日から平成19年 3月31日まで

(平成18年 5月19日揭示済)

**奈良市告示第345号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成18年 5月19日

奈良市長 藤 原 昭

名 称	所 在 地	辞退年月日
尼ヶ辻マルゼン薬局	奈良市宝来一丁目8-18	平成18年 4月30日

(平成18年 5月19日揭示済)

**奈良市告示第346号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成18年 5月19日

奈良市長 藤 原 昭

名 称	所 在 地	指定年月日
尼ヶ辻マルゼン薬局	奈良市尼辻西町6-6	平成18年 5月1日
かじもとこどもクリニック	奈良市学園大和町二丁目31	平成18年 5月11日

(平成18年 5月19日揭示済)

**奈良市告示第347号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年 5月22日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 許可の年月日及び番号  
平成18年 4月28日 奈良市指令都整開第05A-65号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
(1) 開発行為 平成18年 5月22日 第995号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市高畑町1458番地の2及び1458番地の4
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
京都府宇治市木幡東中39番地の2  
梅木 春尚  
京都府宇治市木幡東中39番地の2  
梅木 真由美  
京都市東山区五条橋東六丁目583番地39  
梅木 春伸

(平成18年 5月22日揭示済)

**奈良市告示第348号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年 5月22日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成18年 5月22日
- 3 移動対象区域  
近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成18年 5月22日揭示済)

**奈良市告示第349号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規

定により、平成18年 5月24日から、本市内の区域のうち町の区域を別表のとおり変更します。

なお、別表の関係区域は、別図1の1(変更前)及び別図2の1(変更後)並びに別図1の2(変更前)及び別図2の2(変更後)のとおりです。

平成18年 5月23日

奈良市長 藤原 昭

別表

他の町を編入する町	他の町に編入される町	編入される区域
大宮町一丁目	三条本町(一部)	三条本町1の1の一部、1の2の2の1の1の一部、1の4の一部、2の2の2の一部、2の2の一部、24の1の一部、24の4の一部、25の2の一部、26の一部、27の1の一部、27の2の一部、27の3の一部、28の1の一部、28の3の一部、28の4の一部、503の1の一部、503の2の一部、503の505の一部、506の一部、507の一部、508の一部、509の一部、510の一部、505の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部
大宮町二丁目	三条本町(一部)	三条本町28の3の一部、29の1の一部、29の4の一部、29の9の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部
	三条宮前町(一部)	三条宮前町35の9の一部、35の10の一部、36の1の一部、37の1の一部、37の4の一部、37の5の一部、37の7の一部、39の一部、40の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の一部
三条宮前町	三条本町(一部)	三条本町30の2の一部、31の一部、32、33の2の一部、34の2の一部、35の2、36の2、41の2、246の4、247の3の一部、249の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部並びに三条宮前町35の9、35の3及び35の8に隣接する道路である市有地の一部
	三条大宮町(一部)	三条大宮町343の1の一部、343の4の一部、344の1の一部、345の3の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部
三条本町	三条宮前町(一部)	三条宮前町35の1の一部、35の6の一部、35の7の一部、35の8の一部、35の11の一部、35の12の一部、247の1の一部、314の1の一部、314の2の一部、314の3の一部、315の1の一部、315の3の一部、315の4の一部、315の5から315の10まで、315の11の一部、315の12の一部、316及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部

三条大宮町(一部)	三条大宮町236の1の一部、237の6の一部、241の6、342の1、342の2、342の4、342の5、343の1の一部、343の3の一部、343の4の一部、344の2の一部及びこれらの区域に介在する道路・水路である市有地の全部
杉ヶ町(一部)	杉ヶ町30の5、30の6、31の10から31の14まで、32の15、32の16、33の4及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の全部並びに杉ヶ町33の3に隣接する道路である市有地の全部
三条町(一部)	三条町276の5及び276の9並びに三条町502の1、502の4、502の5、522の2、522の5、522の4、522の1、511の3、511の1、276の5、276の9、606の75、606の46、606の107、606の62、619の3、276の1、619の1、606の68、606の69、606の52、606の70、606の57、321の3、321の1、321の6、321の7及び321の9に隣接する道路である市有地の全部

別図1の1、別図1の2、別図2の1及び別図2の2省略  
(平成18年 5月23日掲示済)

奈良市告示第350号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第2条の規定により、街区の区域を次のとおり変更します。

平成18年 5月23日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更の年月日  
平成18年 5月24日
- 2 街区の区域  
(1) 大宮町一丁目、大宮町二丁目、三条本町、三条宮前町及び三条大宮町の各一部  
別図1を別図2に示すとおり変更します。

別図1及び別図2省略  
(平成18年 5月23日掲示済)

奈良市告示第351号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年 5月23日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成18年 5月23日
- 3 移動対象区域  
近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成18年 5月23日揭示済)

**奈良市告示第352号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年 5月24日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成18年 5月24日
- 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成18年 5月24日揭示済)

**奈良市告示第353号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年 5月25日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成18年 5月25日
- 3 移動対象区域  
J R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成18年 5月25日揭示済)

**奈良市告示第354号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成18年 5月25日

奈良市長 藤 原 昭

申請者住所	奈良市大宮町六丁目3番地の10 藤本ビル2階
申請者氏名	株式会社新日本ハウス 代表取締役 梅原 孝博
道路の位置	奈良市西大寺新池町1710番地の1、1711番地、1712番地及び1718番地の2の各一部
道路の幅員	最大5.01m 最小5.01m
道路の延長	59.19m
指定年月日	平成18年 5月25日
指 定 番 号	第17020号

(平成18年 5月25日揭示済)

**奈良市告示第355号**

老人ホームへの入所措置等実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年 5月26日

奈良市長 藤 原 昭

老人ホームへの入所措置等実施要綱の一部を改正する告示

老人ホームへの入所措置等実施要綱（昭和62年奈良市告示第105号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号から第5号までを次のように改める。

- (3) 保健所長
- (4) 介護保険室長
- (5) 介護福祉課長

第2条第1項に次の1号を加える。

(6) 地域包括支援センター長

第3条中「入所を委託する」を「入所させ、又は入所を委託する」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 環境上の理由については、次のア及びイに該当すること。

ア 健康状態

入院加療を要する病態でないこと。なお、老人が感染症に罹患し、又はその既往症があつても、一定の場合を除き、措置を行わない正当な理由には該当しない。

イ 環境の状態

家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

第3条第2号中「第2条」を「第6条」に改める。

第9条ただし書を次のように改める。

ただし、60歳未満の者であつて次のいずれかに該当するときは、老人ホームの入所措置を行うものとする。

第9条第2号中「(60歳以上の者に限る。)」を削り、「入所基準」の次に「のうち、年齢以外の基準」を加え、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 初老期における認知症（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症をいう。）に該当するとき。

附 則

この告示は、平成18年 5月26日から施行し、この告示による改正後の老人ホームへの入所措置等実施要綱の規定は、同年 4月 1日から適用する。

(平成18年 5月26日揭示済)

**奈良市告示第356号**

奈良市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年 5月26日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市地域包括支援センター運営協議会設置要綱(平成17年奈良市告示第679号)の一部を次のように改正する。

第8条中「保健福祉部高齢福祉課」を「介護福祉課」に改める。

附 則

この告示は、平成18年5月26日から施行し、この告示による改正後の奈良市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

(平成18年5月26日揭示済)

奈良市告示第357号

平成18年度国民健康保険料の保険料率を決定したので、奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)第12条第3項及び第12条の11第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年5月31日

奈良市長 藤原 昭

1 基礎賦課額の保険料率

(1) 所得割

基礎控除後の総所得金額等の100分の9

(2) 資産割

固定資産税額(土地及び家屋)の100分の25

(3) 被保険者均等割

被保険者1人につき21,600円

(4) 世帯別平等割

1世帯につき21,600円

2 介護納付金賦課額の保険料率

(1) 所得割

基礎控除後の総所得金額等の100分の1.7

(2) 資産割

固定資産税額(土地及び家屋)の100分の1

(3) 被保険者均等割

被保険者1人につき9,600円

(4) 世帯別平等割

1世帯につき6,600円

(平成18年5月31日揭示済)

奈良市告示第358号

平成18年度国民健康保険料の減額の額を決定したので、奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号。以下「条例」という。)第16条第2項(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)において準用する条例第12条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年5月31日

奈良市長 藤原 昭

1 基礎賦課額の減額の額

(1) 条例第16条第1項第1号アに規定する額 12,960円

(2) 条例第16条第1項第1号イに規定する額 12,960円

(3) 条例第16条第1項第2号アに規定する額 8,640円

(4) 条例第16条第1項第2号イに規定する額 8,640円

2 介護納付金賦課額の減額の額

(1) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 5,760円

(2) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号イに規定する額 3,960円

(3) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 3,840円

(4) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号イに規定する額 2,640円

(平成18年5月31日揭示済)

奈良市告示第359号

奈良市精神障害者居宅介護等事業実施要綱等を廃止する告示を次のように定める。

平成18年5月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市精神障害者居宅介護等事業実施要綱等を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 奈良市精神障害者居宅介護等事業実施要綱(平成14年奈良市告示第260号)

(2) 奈良市精神障害者短期入所事業実施要綱(平成14年奈良市告示第272号)

(3) 奈良市精神障害者地域生活援助事業実施要綱(平成14年奈良市告示第273号)

附 則

この告示は、平成18年5月31日から施行する。

(平成18年5月31日揭示済)

奈良市告示第360号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年5月31日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ニヶ辻マルゼン薬局	奈良市宝来一丁目8-18	平成18年4月30日
くさち耳鼻科	奈良市富雄元町二丁目3-8	平成18年4月30日
学園前眼科クリニック	奈良市学園北一丁目14 メディカル学園前401	平成18年3月31日

(平成18年5月31日揭示済)

奈良市告示第361号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年 5月31日

奈良市長 藤 原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ニヶ辻マルゼン薬局	奈良市尼辻西町6-6	平成18年5月1日
学園前眼科クリニック	奈良市学園北一丁目14 メディカル学園前401	平成18年4月1日
かじもとこどもクリニック	奈良市学園大和町二丁目31	平成18年6月14日

(平成18年5月31日揭示済)

**奈良市告示第362号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年 5月31日

奈良市長 藤 原 昭

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成18年 5月31日
- 移動対象区域  
近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成18年 5月31日揭示済)

**奈良市告示第363号**

平成18年 5月31日付で専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成18年 5月31日

奈良市長 藤 原 昭

- 平成18年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)
- 平成18年度奈良市老人保健特別会計補正予算(第1号)  
平成18年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)  
平成18年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ617,879千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ691,879千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸 収 入		千円 63,744	千円 617,879	千円 681,623
	1 雑 入	63,744	617,879	681,623
歳 入 合 計		74,000	617,879	691,879

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰上充用金		千円 -	千円 617,879	千円 617,879
	1 繰上充用金	-	617,879	617,879
歳 出 合 計		74,000	617,879	691,879

平成18年度奈良市老人保健  
特別会計補正予算(第1号)

平成18年度奈良市の老人保健特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ195,696千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,648,696千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支 払 基 金 交 付 金		千円 15,675,021	千円 1,952	千円 15,676,973
	1 支 払 基 金 交 付 金	15,675,021	1,952	15,676,973
2 国庫支出金		7,812,152	193,744	8,005,896
	1 国庫負担金	7,800,560	193,744	7,994,304
歳 入 合 計		27,453,000	195,696	27,648,696

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰上充用金		千円 -	千円 195,696	千円 195,696
	1 繰上充用金	-	195,696	195,696
歳 出 合 計		27,453,000	195,696	27,648,696

(平成18年 5月31日揭示済)

**監 査**

**奈良市監査委員告示第7号**

地方自治法第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成18年 5月19日

奈良市監査委員 吉 田 肇  
同 中 嶋 肇  
同 池 田 慎 久  
同 船 越 義 治

奈総財第49号

平成18年5月2日

奈良市監査委員 吉田 肇 様  
同 中嶋 肇 様  
同 池田 慎久 様  
同 船越 義治 様

奈良市長 藤原 昭

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成15年3月26日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成14年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

## 2 ごみ処理事業について

## 1 特殊勤務手当の是正及び適正・明確な運用（環境清美部・人事課）

## 【監査結果の要旨】

① 区域外作業手当の支給は、「環境清美第一事務所」に勤務し廃棄物収集作業に従事する現業職員で、担当区域外の作業に従事したものであることに対して支給されるとされているが、担当区域内外に拘わらず「収集作業員の休業等により通常に満たない人数で収集を行った場合」または、「回収地域が広範となる、水曜日、第三週の木曜日または金曜日に収集を行った場合」に支給されており、これは規則の適用範囲を拡大して解釈していると判断される。作業量増加に対しては別途適当な手当を定めるべきである。

② 大型ごみ収集手当の適用範囲は、「大型ごみ収集の作業をしたもの」とされているが、リサイクル推進課においては、収集作業員の休業等により通常に満たない人数で再生資源の収集を行った場合、収集するごみの種類に拘わらず「大型ごみ収集手当」を基礎にした調整額が支給されており、規則の適用範囲を明らかに拡大解釈している。

作業量増加に対しての手当については、同じ収集作業を行っている環境清美第一事務所との公平性の観点から別途手当を定めるべきである。

③ 企画総務課及び管理職を除く環境清美部職員については、週休日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に勤務した場合、「奈良市一般職の職員の給与に関する条例」に基づく「休日勤務手当」にさらに上乗せして「休日出勤特別手当」が支給されているが、支給の根拠は乏しく、他職員との公平にも配慮して廃止を検討することが望ましい。

④ 「年末年始勤務手当」は、通常の残業手当に加えて支給されているが、その金額が環境清美部など一部の職員は月額11,100円、その他の職員については月額7,900円と定められているが、職種により月額を区分する根拠が乏しく、一本化することが望ましい。

⑤ 「大型ごみ収集手当」の適用範囲は「大型ごみ収集の作業をしたもの」とされているが、環境清美第一事務所においては、実際に大型ごみの収集業務に付随する電話受付業務、収集経路作成業務に携わった職員に対しても支給され、また、金額は「勤務1回につき」と規定されているが、上記業務について収集業務の概ね2倍の時間を要するものとして2回分の手当が支給されており、これら業務に対する「大型ごみ収集手当」の支給については、規則に定める適用範囲を拡大して解釈しているものと判断される。

⑦ 環境清美部の大部分の職員を対象として、環境清美部に勤務しておれば月額500円の支給がされる「出勤奨励手当」があるが、当該手当とは別に「清掃勤務手当」「廃棄物収集作業手当」など勤務に基づいて支給される手当があり、これらの上乗せして「出勤奨励手当」を支給する根拠は乏しく、廃止を検討すべきである。

また、環境清美部の大部分の職員を対象として「皆勤精励手当」が支給されることになっており、1月間における年次休暇等の日数が4日以内であれば支給されるものであるが、当該部課のみに支給される積極的理由もなく、有給休暇の趣旨からしても、その休暇を取らなかったために支給される手当というのは合理性に欠けるものであるため、廃止を検討すべきである。

## 【措置の内容】

① 特殊勤務手当に関する条例を制定し、区域外作業手当を廃止、新たに過重作業手当を規定し、業務内容ごとに定めた。（平成18年4月1日施行）

（環境清美第一事務所・人事課）

② 特殊勤務手当に関する条例を制定し、大型ごみ収集手当を廃止、新たに過重作業手当を規定し、業務内容ごとに定めた。（平成18年4月1日施行）

（リサイクル推進課・人事課）

③ 特殊勤務手当に関する条例を制定し、休日出勤特別手当を廃止した。

（平成18年4月1日施行）（人事課）

④ 特殊勤務手当に関する条例を制定し、年末年始勤務手当を一本化した。

（平成18年4月1日施行）（人事課）

⑤ 特殊勤務手当に関する条例を制定し、大型ごみ収集手当を廃止、新たに大型ごみ業務手当を規定し、適用範囲を定めた。

（平成18年4月1日施行）（人事課）

⑦ 特殊勤務手当に関する条例を制定し、出勤奨励手当及び皆勤精励手当を廃止した。

（平成18年4月1日施行）（人事課）

4 埋立事業に関する土地賃借料増額割合の適正化（土地改良清美事務所）

## 【監査結果の要旨】

① 一般廃棄物最終処分場は、大半の土地を地元住民から借り受けており、土地賃借料に関しては、平成8年4月に締結された市と米谷町自治会との南部土地改良清美事業に関する覚書に「平成10年度以降の賃借料については、3年ごとに10%の増額を基本として双方協議の上、定めるものとする」と記載されている。

しかし、昨今の経済情勢からみても、更新ごとに10%増額されるのは明らかに不合理である。賃借料はその土地の地価を勘案しながら決められるのが通常であるため、当初の覚書は考慮するものの、少なくとも毎年度、地価を勘案した適正な賃借料の検討を行なうべきである。

【措置の内容】

① 平成18年度以降の賃借料については、その地元協議の中で、一般廃棄物最終処分場は一般の公共施設とは異なり、特別交付税の算定基礎となっているいわゆる迷惑施設（清掃施設・火葬場等）とされている生活関連施設として地元住民の理解と協力が不可欠であり、特別な財政上の配慮が必要であることも踏まえ、賃借料の決定に向けて検討協議を重ねた結果、経済状況、地価の動向等を踏まえた改定協議することで合意に達した。

奈 総 財 第 50 号  
平成18年 5月 2日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様  
同 中 嶋 肇 様  
同 池 田 慎 久 様  
同 船 越 義 治 様

奈良市長 藤 原 昭

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成16年3月24日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成15年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

土地の取得および売却の処理手続ならびに保有土地の管理状況について

2 奈良市土地開発公社について

(6) 長期保有土地について

【監査結果の要旨】

③ 中ノ川造成事業（用地課）

(イ) 教育委員会の無償利用

野球場およびアーチェリー場として教育委員会が無償で利用している宅地造成事業費特別会計が有している土地については、地方公営企業法第17条の2の独立採算制の原則により、その利用に際しては、適正な賃借料を奈良市から徴収すべきである。

【措置の内容】

(イ) 奈良市公有財産規則第32条にしたがい、平成18年

度から賃付料を徴収いたします。

【監査結果の要旨】

⑥ 国際交流センター事業用地（国際交流室・文化振興課）

(ウ) 管理部署の一元化

奈良市土地開発公社の保有地でありながら、8年間もならまち振興財団が本格的に使用を続けており、土地と建物の管理部署が異なる状態が継続している。こうした状態では土地の買戻しが行われる可能性は乏しいと思われる。用地と建物を一体で管理すべきである。

【措置の内容】

(ウ) 行政組織の変更に伴い、平成18年度より管理部署が統合され、一体で管理することとなった。

【監査結果の要旨】

⑨ 史跡文化センター駐車場事業（文化振興課、福祉総務課）

(ア) 事業計画の見直し

事業の計画と経過について事業計画書が発見されず、当初の計画内容や事業の進捗状況について把握できなかった。土地の買戻しもしていない状態で購入目的に関する資料がないという状況は管理が不適切であると言わざるを得ない上、駐車場を建設しないまま平成16年3月には史跡文化センターが閉館する予定であり、当初の事業計画の必要性・実現性に疑問が残る。

なお、史跡文化センターの閉館に伴い当該事業が終了するため、残された土地の処遇について早急に検討する必要がある。

【措置の内容】

(ア) 当用地の事業目的については、「福祉総務課分室整備事業」に変更する旨の手続きを行ないました。

奈 総 財 第 51 号  
平成18年 5月 2日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様  
同 中 嶋 肇 様  
同 池 田 慎 久 様  
同 船 越 義 治 様

奈良市長 藤 原 昭

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成17年3月28日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成16年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

補助金等に関する事務執行状況について

5 奈良市中心身障がい者福祉作業所運営補助金（障がい福祉課）

【監査結果の要旨】

③ 収支決算書およびその他の添付書類に、多くの記載誤りが発見された。資料を審査するということは補助事業者等の管理・監督を行うことであるという

ことを認識し、記載内容のチェックを十分に行う必要がある。

さらに、収支決算書に、千円未満の端数が全く出ていなかった。証憑書類は残っておらず、また口頭による取引も含まれているとの回答を得た。これらから、収支決算書は正確に作られているとは考えにくく、上記の記載誤りも含め不正に支出があったと疑われても仕方がない決算書となっている。

また、証憑書類の保管などは基本的な事項であり、障がい福祉課の指導が不十分であることは明らかである。また、規則等で帳簿整備がうたわれている以上、管理運営責任者の遵守事項に違反するような団体に対しては、管理監督を十分に行う必要がある。

- ④ 補助対象団体になる「市長の承認」を受けるための基準の審査ポイントなどは決裁書に明確になっていない。補助対象となった後は、運営面も考慮にいられた補助金の審査基準やマニュアルなどを定めて補助の継続を検討すべきである。

【措置の内容】

- ③ 平成17年度については4月～6月にかけて全作業所に対して訪問指導を行なった、平成18年3月には作業所を集めての会議を開催し、事務処理等の管理・指導を行なった。また提出書類については、複数職員による精査を実施した。

- ④ 平成17年度において、1作業所が社会福祉法人として授産施設への移行ができた。また障害者自立支援法の施行に伴い法人化による地域活動支援センター移行への説明会を開催した。

7 奈良市解放保育研究会運営補助金（保育課）

【監査結果の要旨】

- ① 各専門部会に対して、経費の前渡しを行わず、必要に応じて解放保育研究会が物品等を購入し支給するという方法に変更すべきである。
- ② 各専門部会において、独自に講師を招き講義費用を支払っているが、一回当たりの単価に格差があるため、所定の単価をきめておき支給を行うべきである。

【措置の内容】

- ① 平成17年度におきましては、指摘事項に基づき、必要な物品は解放保育研究会において事前に購入し、各専門部会に支給している。
- ② 平成17年度におきましては、指摘事項に基づき、各専門部会の一回当たりの講師代を統一し支給している。

10 原爆被害者の会奈良支部運営補助金・事業補助金（保健予防課）

【監査結果の要旨】

- ① 運営補助金として80千円、事業補助金として80千円の補助金を交付している。社会見学事業収支決算書に誤った内容が記載されていた。記念品代196千円のうち90千円が社会見学事業収支決算書に、残り

の106千円が活動経費収支決算書に計上されていることが明らかとなったが、調査資料費に計上されている記念品代は補助金支出の目的に則しておらず、不適切な支出といわざるをえない。本来ならば、原爆被害者を特定させるための調査費用などに対して支出され、それに対して補助を行うべきである。よって、団体に対し適切な措置を講じるべきである。

【措置の内容】

- ① 平成17年12月13日に補助金返還手続きを完了した。今後は補助対象事業を的確に把握した上で補助金の支出を行う。

14 原水爆禁止奈良市協議会補助金（商工労政課）

【監査結果の要旨】

- ① 補助対象となる事業費について会計証憑の提出を求めたところ、一部の領収書しか提出されなかった。適切な支出が行われているかどうか疑問である。

【措置の内容】

- ① 原水爆禁止奈良市協議会に対し、補助対象となる事業費にかかる領収書等を精査し、適切な支出がなされていることを確認した。  
今後、会計証憑の保管等適正な会計処理をするように指導をした。

15 まちづくり支援活動補助金（都市計画課）

【監査結果の要旨】

- ① 実績報告書の入手時期について、事業完了前に実績報告書が予定を含んで提出され、その時点で予定を別にしても補助対象限度額を上回る活動実績が認められたため、補助金を確定して交付した。しかし、補助金交付規則第14条では、事業完了後に実績報告を提出することを規定しているため、事業完了後に実績報告を提出させるべきであった。

【措置の内容】

- ① 平成17年度は事業を実施しておりませんが、平成18年度からの事業については、補助金等交付規則第14条に基づき事業完了後に実績報告書を提出させ、その後補助金を確定して交付する。

(平成18年5月19日揭示済)

奈良市監査委員告示第8号

地方自治法第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成18年5月19日

奈良市監査委員	吉田 肇
同	中嶋 肇
同	池田 慎久
同	船越 義治

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

中本 勝



奈良市佐保台二丁目840番地の129  
 酒井 清  
 兵庫県川西市美山台1丁目1番44号  
 板戸 史郎  
 大阪市北区天満4丁目6番7号  
 牧野 康幸  
 大阪府池田市石橋4丁目11番18号  
 小室 将雄  
 大阪市淀川区木川西4丁目4番16-709号  
 小林 誠  
 兵庫県明石市西明石町3丁目15-5  
 村上 恵美  
 大阪府豊中市東寺内町10番36グリーンパークハイツ  
 704号  
 壬生 裕子  
 大阪市西区北堀江4丁目12番10号グランドメゾン長  
 堀613号  
 堀井 敬太  
 大阪市住吉区长居西1丁目13番11-412号

- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
 平成18年5月17日から平成19年3月31日まで  
 (平成18年5月19日揭示済)

### 公 営 企 業

#### 奈良市水道局告示第18号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良第3号様式

奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成18年5月30日

奈良市水道事業管理者  
 中尾 一郎

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社松本設備工業所	代表取締役 松本 陽一	大阪府大阪市東淀川区瑞光四丁目12番3号	平成18年5月16日

(平成18年5月30日揭示済)

#### 奈良市水道局告示第19号

奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年5月31日

奈良市水道事業管理者  
 中尾 一郎

奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示

奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び領収書（昭和55年奈良市水道局告示第9号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式その1を削り、同様式その2中「(注)この様式は、オンラインプリンターの場合に使用する。」を削り、同様式その2を同様式とする。

別記第3号様式を次のように改める。

振替口座  
加入者名 奈良市水道事業管理者

水道料金・下水道使用料 納入済通知書(督)

調定年月	使用者番号	日
水道料金	下水道使用料	合計金額(税込・円)

年 月分  
使用者番号

水道料金(円)

下水道使用料(円)

合計金額(税込・円)

取りまとめ郵便局  
〒

奈良中央郵便局  
この用紙は直接機械に読み込ませますので折ったり、汚したりしないでください。

(奈良市水道局・CVS店本部保存)

振替口座  
加入者名 奈良市水道事業管理者

水道料金・下水道使用料 督促状兼領収書

発行日 年 月 日

下記の金額を納期限までにお支払いください。

奈良市水道事業管理者 [印]

納期限 年 月 日

使用者番号	
水せん番号	口径
	使用水量(m <sup>3</sup> )
水道料金(円)	下水道使用料(円)
うち消費税	合計金額(円)

年 月分  
上記の金額を領収しました。  
奈良市水道局企業出納員

(注) 本書に領収印のないもの及び金額を訂正したものは無効です。

[印]

(取扱金融機関) (CVS取扱店保存) (お客様保存)

附則  
(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年6月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の別記第3号様式については、平成18年6月13日以後に発行する水道料金督促状兼領収書、納入済通知書、原符から適用する。  
(平成18年5月31日揭示済)

**選挙管理委員会**

**奈良市選挙管理委員会告示第25号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、平成18年4月30日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

平成18年5月16日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 吉田勝二

- 1 抹消年月日  
平成18年5月16日
- 2 抹消した者の氏名等  
別冊のとおり

別冊省略

(平成18年5月16日揭示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第26号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号の規定により、平成18年5月15日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成18年5月16日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 吉田勝二

- 1 抹消年月日  
平成18年5月16日
- 2 抹消した者の氏名等  
別紙のとおり

別紙省略

(平成18年5月16日揭示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第27号**

平成18年6月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成18年6月3日から平成18年6月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成18年5月16日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 吉田勝二

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階  
選挙管理委員会事務局内

(平成18年5月16日揭示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第28号**

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成18年6月3日から平成18年6月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成18年5月16日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 吉田勝二

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階  
選挙管理委員会事務局内

(平成18年5月16日揭示済)